特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
水戸市は，国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを，ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
水戸市長

公表日
令和4年6月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報を国民健康保険の資格，賦課，収納，滞納，給付に関する事務において取り扱う。 ①被保険者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理。 ②国民健康保険税を算出し賦課決定するために，被保険者の所得情報等の確認。 ③徴収した国民健康保険税の収納情報の管理。 ④滞納者への滞納整理を行うための滞納情報の管理。 ⑤被保険者への給付事務を行うための給付情報の管理。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと，当該しくみのような，他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ，オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理，機関別符号の取得，及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし，国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が，医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務，機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために，国保連合会から委託を受けた国保中央会が，当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために，当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し，国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために，支払基金が，当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために，情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して，当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国保資格管理システム，国保滞納対策システム，前期高齢システム， 国民健康保険給付管理システム，国民健康保険税システム， 収納管理システム，滞納整理システム，宛名管理システム， 税照会証明管理システム，共通基盤システム，口座管理システム，団体内統合宛名システム， 中間サーバー，次期国保総合システムおよび国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
1.国民健康保険情報ファイル 2.収納・滞納整理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）別表第一の16,30の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第16条,第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106,120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第8条,第12条の3,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条の2,第25条,第31条の2の2,第33条,第43条,第44条,第46条,第53条,第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の27,42,43,44,45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条,第25条,第25条の2,第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所　保健医療部国保年金課，財務部税務事務所収税課
②所属長の役職名	国保年金課長　，収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　総務部総務法制課 電話番号　029-232-9116

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　保健医療部国保年金課，財務部税務事務所収税課 電話番号　029-232-9166，029-232-9145

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		記載の追加 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと，当該しくみのような，他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ，オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理，機関別符号の取得，及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし，国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が，医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和4年6月6日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106,119の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第8条,第12条の3,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条,第53条,第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の27,42,43,44,45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条,第25条,第25条の2,第26条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106,120の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第8条,第12条の3,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条の2,第25条,第31条の2の2,第33条,第43条,第44条,第46条,第53条,第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の27,42,43,44,45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条,第25条,第25条の2,第26条	事後	